

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月3日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人TMJ研究所

### (2) 代表者の氏名

高橋 敏之

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町528番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,地域活性化(「まちづくり」を含む),産業の創出・振興に取り組む個人及び団体に対して,有益な情報の提供やアドバイス,活動の促進・支援事業,相互交流・協力促進事業,IT活用の支援事業等を行い,地域社会の活性化を図るとともに,地域経済の発展と地域の産業振興に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年7月27日

(文化市民局地域自治推進室)